

令和2年度都民芸術フェスティバル（現代演劇分野）実施要綱

2 歴文芸事第138号

令和2年4月7日

（目 的）

第1 東京都における芸術文化活動の振興を図るとともに、都民に対して舞台芸術の普及を図るため、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）は、令和2年度都民芸術フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）を東京都と共同して開催する。フェスティバルの一環として、現代演劇の分野における公演事業を演目とするにあたり、芸術文化団体（以下「団体」という。）が実施する事業の経費をこの要綱の定めるところにより助成し、フェスティバルの適正かつ効果的な運営を図る。

（助成対象団体）

第2 助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 原則として、東京都内に主たる事務所を有すること。
- (2) 原則として、東京都内で現代演劇の公演に係る活動実績を有し、現在も活動していること。
- (3) 主たる構成員が芸術家又は芸術団体であること。
- (4) 定款、寄附行為、規約等を有すること。
- (5) 事業者の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- (6) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (7) 原則として、過去3年間において、自ら主催する有料の公演を毎年2作品以上実施していること。
- (8) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

（助成対象事業）

第3 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、現代演劇の分野において、第2の団体が自ら主催し実施する公演で、フェスティバルに参加しその開催目的の達成に寄与することが認められ、かつ、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 東京都内で令和3年1月から3月までの期間内に実施すること。
- (2) 現代演劇の分野において、優れた創造力、発信力が認められる公演であること。
- (3) 広く都民に公開され、芸術文化の普及に努める公演であること。
- (4) 事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待しうるものであること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としない公演であること。

（助成の方法）

第4 助成の方法は、助成金の交付によるものとする。

（助成対象経費）

第5 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 別表のとおり。

(2) その他、特に芸術文化の振興に役立つと認める事業の経費
(交付額)

第6 助成金の交付額は、助成対象団体が自己負担する予定金額の範囲内で、かつ助成対象経費総額の2分の1以内で1,000万円を限度として、予算の範囲内で決定する。

(助成対象事業の公募)

第7 助成対象事業は公募することとし、公募に必要な事項は別に定める。

(審査会)

第8 理事長は、助成対象事業を審査するため、都民芸術フェスティバル（現代演劇分野）助成対象事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の設置及び運営について必要な事項は別に定める。

(助成対象事業の決定)

第9 理事長は、第8に定める審査会の審査結果を踏まえ、助成対象事業を決定する。

(交付申請)

第10 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第1号様式—2）

(2) 収支予算書（第1号様式—3）

(3) 団体に関する調書（第1号様式—4）

(4) 定款、寄附行為、規約等

(5) 平成31年度（令和元年度）収支決算書

(6) 令和2年度収支予算書及び令和2年度事業計画書

(交付の決定及び通知)

第11 理事長は、第10による申請内容を審査し、交付の決定をした助成対象団体には助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知し、交付しないことに決定した団体には助成金交付不承認通知書（第3号様式）により通知する。

2 理事長は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加え、又は条件を付して交付を決定することができる。

(申請の撤回)

第12 助成対象団体は、第11の規定による交付決定通知書を受けた場合において、助成金の交付決定内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定通知書を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(請求及び概算払)

第13 助成対象団体は、助成金交付を受けるにあたり、別に指定する期日までに、助成金交付請求書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、助成金の支払を適当と認めるときは、概算払でこれを支払うものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第14 理事長は、助成金の交付が決定した後に、天災地変その他事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではな

い。

(承認事項等)

第15 助成対象団体は、次のいずれかに該当する場合は、助成対象事業変更承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添付のうえ理事長に提出し、助成対象事業変更承認通知書（第6号様式）により、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、書面による報告をもってこれに代えることができる。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(助成対象事業の完了時期)

第16 助成対象事業は、令和3年3月31日までに完了しなければならない。

(事故報告)

第17 助成対象団体は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を、書面により理事長に報告しなければならない。

(状況報告)

第18 理事長は、助成対象事業の遂行状況について必要があると認められるときは、状況報告書の提出を求め、又は帳簿等の検査をすることができる。

(助成事業の遂行命令)

第19 理事長は、第17及び第18の報告又は検査により、助成対象事業が交付決定の内容又はそれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って助成対象事業を遂行すべきことを助成対象事業者に命ずることができる。

(完了報告)

第20 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したのち又は助成対象事業廃止の承認を受けたのち、30日以内又は令和3年4月10日のいずれか早い期日までに、助成対象事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業実績報告書（第7号様式—2）
- (2) 助成対象事業収支決算書（第7号様式—3）
- (3) 助成対象事業予算決算対照表（第7号様式—4）
- (4) 収入及び支出に係る証拠書類
- (5) 助成対象事業実施に係る各種資料

(交付額の確定)

第21 理事長は、第20の規定による完了報告の審査及び財団が必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象団体に対し、助成金交付額確定通知書（第8号様式）により通知する。

(精算書の提出)

第22 助成対象団体は、第21の規定による交付額の確定通知書を受けたときは、速やかに助成対象事業経費精算書（第9号様式）を提出しなければならない。

(是正のための措置)

第23 理事長は、完了報告の審査又は調査の結果、助成対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成対象事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第24 理事長は、助成対象団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、第21の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(助成金の返還)

第25 理事長は、第14又は第24の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象団体に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 第21の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第26 助成対象団体は、第14又は第24の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、当該助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成対象団体は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第27 理事長が第26の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象団体の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

2 理事長が第26の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(その他)

第28 この要綱に定めるもののほか、この要綱の取扱いに関して必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日より施行する。